

# 令和6年度(2024年度)第2回熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会 議事録要旨

1 日 時 令和6年(2024年)7月19日(金)10時00分から12時00分まで

2 場 所 熊本市役所 議会棟2階議運・理事会室

3 出席者 環境影響評価技術指針等検討委員(7名)

篠原 亮太 委員	鳥居 修一 委員
川越 保徳 委員	井野 静 委員
高宮 正之 委員	柳田 紀代子 委員
青木 智佐 委員	

※ 以下の委員はオンライン参加(5名)

張 代洲 委員	山内 勝也 委員
飯野 直子 委員	鶴嶋 俊彦 委員
笠原 玉青 委員	

事務局(7名)

戸澤 角充 環境推進部長	住谷 憲昭 環境政策課 課長
緒方 美治 環境政策課 副課長	西岡 良樹 環境保全班 主査
入江 恭平 環境保全班 主任技師	安永 那月 環境保全班 主任技師
田中 裕大 環境保全班 技師	株式会社イト日本技術開発

4 欠席者 環境影響評価技術指針等検討委員(2名)

棕木 俊文 委員	鄭 一止 委員
----------	---------

5 次第

(1) 開会

・事務局挨拶 ・配布資料の確認 ・定足数の確認

(2) 説明

第1回検討委員会のご意見及び対応方針等について

(3) 議事

(仮称)熊本市環境影響評価条例に関する以下の事項

- (1) スクリーニングの判定基準について
- (2) 地下水涵養の促進に向けた取組について
- (3) 大規模建築物(高層建築物)の特例措置について

(4) 閉会

## 6 配布資料

資料1	次第
資料2	委員名簿
資料3	座席表
資料4	第1回検討委員会のご意見及び対応方針等について
資料5	複合事業の要件の検討についてのご意見に対する事務局回答
資料6	スクリーニングの判定基準について
資料7	地下水涵養の促進に向けた取組について
資料8	大規模建築物(高層建築物)の特例措置について
資料9	熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会の組織及び運営に関する要綱

## 7 議事録(要旨)

### ○ 開 会

#### 【事務局挨拶】

事務局 挨拶

#### 【配布資料の確認】

事務局から説明

#### 【定足数報告】

事務局 熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会の組織及び運営に関する要綱第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要であるが、本日は委員14名中12名の出席であるため、検討委員会開催の定足数を満たしていることを報告する。

### ○ 説 明

#### 【第1回検討委員会のご意見及び対応方針等について】

篠原 会長 「第1回検討委員会のご意見及び対応方針等」について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局から資料4、資料5をもとに説明。

篠原 会長 第1回検討委員会での皆さまの御意見について事務局から対応方針の説明があったが、何か質問や意見はないか。特に質問等はないようであるため、次の審議事項に進む。

○ 議 事

【(1) スクリーニングの判定基準について】

事務局から資料6をもとに説明。

篠原 会長 それでは審議に入る。前回の検討委員会から変わっている部分もあるようだが、質問をお願いしたい。

川越 委員 (資料5スライド4について)複合事業の要件が1～3とあるが、それぞれの関係性や優先順位は整理されているか。

事務局 1～3の条件に優先順位はなく、1～3の全てが満たされた場合である。

川越 委員 理解した。もう一点(資料6スライド3について)スクリーニングにおいては、Aの配慮書手続、Bのスクリーニングと手続を進めたのち、Gの事後調査まで進むのが一般的ということか。

事務局 一般的にはBのスクリーニングで環境影響評価が不要と判断されれば、Cの方法書手続以降の手続は省略となる。

川越 委員 そうすると、スライド8で事業着手後に環境影響を確認して市に報告書を提出となっているが、後で事後調査をするということは、あらかじめ配慮書手続やスクリーニングの際に、こういう環境影響評価をするということが分かっていないと、事後調査ができないのではないか。スクリーニングでアセスが不要となった場合と通常アセスをする場合で、事後調査の内容が変わってくるということでもいいか。

事務局 実際に事業終了後に通常のアセス手続同様の事後調査を求めると事業者にとっての負担が大きくなってしまふことから、スクリーニングでアセス不要となった根拠となるような環境要素や、実際に建設した施設の性能、配慮書時点での計画のとおり事業が実施されているかなどを確認するような報告を求めたいと考えている。技術指針の中で、本来の事後調査と棲み分けできるように記載したいと考えている。

川越 委員 スクリーニングでアセスが不要となった場合と通常アセスをする場合における事後調査は違うものということか。

事務局 御認識のとおりである。

篠原 会長 前回までのスクリーニング案では、アセスが不要と判定された場合は全部が省略となっていたところ、事業終了後でも、事業者がスクリーニングの時点でこの項目が環境保全により、改善された項目

だと資料を出してくるものに対して、そのとおりに事業が実施されたか担保するために、最後にもう一度確認をするというものだと思う。

川越 委員 事前にこういうことをすると言って、事業を開始してからきちんとそれを調査するという前後があればいいと思う。配慮書手続やスクリーニング時点でその内容が確認できるのであればよいと思う。

高宮 委員 配慮書を作った時にはそこに絶滅危惧種はいなかったが、後から見つかった場合、一回戻れるようなシステムを作るべきではないか。

事務局 判定後に絶滅危惧種が見つかった場合などには、事業者に対して指導や勧告等により環境保全のために必要な措置を求めていくことになると考えている。

井野 委員 例えば、金峰山で1車線かつ4.5kmの林道を作るときに、金峰山は指定地域に該当すると思うが、アセスの対象事業の規模要件には該当しないということではよいか。また、スライド13の地域特性に関する判定基準の「環境保全を目的とした法令等により指定された地域」には、金峰山は該当するということではよいか。

事務局 金峰山は県立自然公園であるが、国土利用計画法に基づいた森林地域にも該当する。市では森林地域かつ指定地域として規模要件に該当するかどうか判断することになるが、お示しの場合であれば、アセスの対象とならないことになる。

井野 委員 1車線4.5kmの林道を金峰山に作る場合においてはスクリーニングもしない可能性が高いということか。

事務局 御認識のとおりである。配慮書手続やスクリーニングの届出は、アセスの対象事業となった場合に事業者から提出されるものであり、事業者から提出があれば市でもアセスが必要かどうか個別具体的に判断することになる。その場合には、それぞれの環境保全に関する専門家に意見聴取をすることで総合的に判断したいと考えている。

井野 委員 スライド6を見ると、配慮書に関して、既存文献等で簡易的に調査、予測、評価とあるが、既存文献では事業計画の場所を対象としたピンポイントな情報ではないことが多いので、どうしても調査、予測、評価というものはかなり簡易的で、先ほど高宮委員が言われたとおり、事業に着手してみたらいろんなものが出てくるという事例もある。そういうことを考えると、規模要件が重要であり、特に林道等で、森林地域において「2車線以上かつ長さ5km以上」の5kmというのは長いのではないか。例えば、雁回山は平面で見ると長い距離が4kmであるので雁回山に林道を作る場合は、1車線で5km未満の場合は、事業者サイドには抜け穴になっているように感じる。

熊本市は緑地が非常に限られているので、2車線であっても、森林に切れ込みを入れることには変わりがなく、生物多様性を縮小していくため、例えば、森林地域において「2車線以上かつ5km以上」を2.5km程度に厳しくすると、事業者サイドも、後々手を付け始めたら希少種が出てきたというような話にならないのではないかと、この判定基準を見ていて感じた。

事務局 御意見いただいた規模要件については、昨年度の環境審議会で市長の諮問に対して令和6年3月27日に答申書として取りまとめいただいたものである。この要件を今ここで変更するというお答えは致しかねる。御指摘の規模について、5kmを2.5kmに、それよりもさらに短い1kmに、ということになると際限がなくなってしまう。このような事業を実施する場合には、庁内関係各課において、工事施工のための許可や環境法令等による申請の手続等があるので、これにより一定の環境配慮がなされるものと思っている。

井野 委員 熊本市は、田原坂や立田山、金峰山、雁回山等、森が適切に維持されているので、それをどう守っていこうかという話と、熊本県が「生物多様性くまもと戦略2030」を策定していると思うが、そこでSDGsをベースにして森を守ろうという内容も盛り込まれているので、今後は県の規模要件をそのまま踏襲して半分にしたら大丈夫だろうというような感覚では厳しいと思っている。

事務局 貴重な御意見感謝する。本市でも、生物多様性の戦略を昨年度末に改訂し、2次戦略を策定した。これを踏まえ、立田山等森林を所管するみどり公園課やみどり政策課などの森の都推進部とも連携を図りながら事業を進めている。環境保全の観点については、関係する部署と連携を図りながら、今後も引き続き熊本市の自然環境を守るための施策に取り組んでいきたいと思っている。

## 【(2) 地下水涵養の促進に向けた取組について】

事務局から資料7をもとに説明。

篠原 会長 只今の事務局の説明について意見、質問をお願いしたい。

川越 委員 「熊本地域」という言葉はどこかで明記、定義されているものか。

事務局 熊本県地下水保全条例で定義されている。

川越 委員 承知した。この資料で説明された内容は地下水保全条例のことなのか、環境影響評価条例のことなのか。

事務局 本市が環境影響評価条例を制定するにあたって、地下水に関する基本的な考え方について、熊本県環境影響評価条例を踏まえて御説明した。川越委員の御指摘の部分は熊本県地下水保全条例に関する部

分でもある。

川越 委員 そうすると、熊本県の環境影響評価条例の中にこういう話はないということか。

事務局 熊本県環境影響評価条例に熊本県地下水保全条例の基本的な考え方が盛り込まれている。

川越 委員 本来は熊本県環境影響評価条例の方法があって、それに対して熊本市の検討内容というのが分かりやすいと思うが、独自に熊本県地下水保全条例の中身を持ってきて、市で新たに作り直したということか。

事務局 熊本県環境影響評価条例の中で、地下水保全地域に該当する場合には規模要件を厳しくするという制度になっているため、まず地下水保全地域について御説明し、その上で、これら地域に関しては環境影響評価条例の中で地下水量の保全や地下水質の保全のために規模要件を厳しくしているということをお説明させていただいた。

川越 委員 地下水についてはまず地下水保全条例がある。熊本市は県の地下水保全条例の中にあり、熊本市が地下水保全条例を作るわけではないと認識している。しかし、資料の中で、25haが50haなどの話が出てくる一方で、地下水採取量の話も出てくる。地下水採取量については熊本県の地下水保全条例の話だと思うが、規模要件についてはアセスの話であり、その切り分けがよく分からない。

事務局 御指摘のとおり、環境影響評価条例と地下水保全条例は別物である。熊本県の環境影響評価条例では、地下水保全条例をアセス規模要件の設定根拠として採用しているため、市でもそれに倣って市域内における地下水保全に関する要件について整理した資料である。地下水採取量については、熊本県下で地下水を保全していく上で地下水保全のためには企業等が実施する汲上げについても監視していかななくてはならないと考えており、採取量に対して同等以上の涵養をする場合には規模要件を見直すことを考えている。

川越 委員 県も同様にしているという認識でよいか。熊本県環境影響評価条例でも同じことが定められているのか。

事務局 御認識のとおりである。熊本県に倣って市もその部分を採用したいと考えている。

川越 委員 ここで書かれている①～⑨を踏まえた上で、地下水涵養を考慮してアセスの方に持ってくるとするのは既に県も同じことをしている前提という理解でよいか。

事務局 御認識のとおりである。

川越 委員 では3点目だが、先ほどの熊本地域だが、例えばこの11市町村には宇土市なども入っている。熊本市の東部や北部で事業が実施されたときにその分の涵養を宇土市でやってもよいと考えているということか。

事務局 熊本市を含む11市町村が地下水保全に関する計画を共同で策定しており、これに基づいて11市町村の住民・事業者・行政が一体となって地下水保全に取り組んでいるところである。このような観点から宇土市についても熊本市域周辺と捉え、11市町村での涵養として対象の地域としたいと考えている。

川越 委員 涵養を代替させたいという趣旨であれば、宇土市から熊本市に地下水が流れているのかもしれないが普通に考えると熊本市の方が上流に当たるため、上流側で涵養をする必要があるのではないかと考えるがどうか。

事務局 御指摘のとおり、周辺市町村の範囲について、下流の方で地下水涵養に繋がっていくのかは非常に悩ましいところであるが、本市においても熊本県が進める地下水保全の考え方に則って、地下水の涵養を求めることとしたいと考えている。

川越 委員 事情は苦しいと思う。本来は市域でしたいが熊本地域でということだと思う。

篠原 会長 そこを切り分けて細かくすることは非常に困難である。また、県と同じようなやり方をするとどうしてもそういう形になってしまうということであろう。この点、他の委員から御意見はあるか。

鳥居 委員 事業者が地下水を採取して使用するということが増大しているので、涵養量も令和5年以降は100%にし、それだけの地域をきちんと確保するというを熊本地域で求めるものだと思うが、それだけの広さの場所を事業者は確保できるのか。

事務局 現時点で事業者が用地を確保できるかどうかについてはお答えできないが、敷地内における雨水浸透ますや透水性舗装、緑化ブロックなどこういったもので水を確保していただき、敷地外においては、水田湛水事業や水源涵養林の整備、涵養域で栽培された米や農作物等の購入などにより、地下水涵養に努めていただくことを考えている。実際に涵養量を確保できるかの判断根拠については、現在、県で定めている算定方式があり、敷地内の涵養量については有効降雨量又は年間平均降水量に、集水面積と雨水浸透ますであれば0.9、透水性舗装であれば0.7を係数として掛けて算出する。敷地外については湛水面積や湛水期間等により算出することになっている。審査にあたっては、先ほど述べた計算式を用いて、十分な涵養量を確保することができるかについて適切に判断していきたいと考えている。

篠原 会長 審査をする際に判断する材料は色々と項目があり、書類上は判断できるかもしれないが、実質

量は確保できないことになろうかと思うが、そういうことを確認するということか。

事務局 御指摘のとおり、実際の量を確認し、確保できているかどうかの判断は難しいと考えている。県では、算定の形式に当てはめて、机上ではあるが十分確保できるか審査を行い判断している。本市においても、事業者から提出される資料等を確認しながら判断することになると考えている。

鳥居 委員 書面上ではあるが、実際にこれだけの量の地下水を事業者が採取し、それだけの面積、涵養量をしっかり書類上で担保し、100%の涵養になるというものを示してくることになると思うが、それだけの場所が熊本地域にあるのか。少なくとも書類上でそれだけの面積を熊本地域で担保しているとする以上は、当然すべての土地について権利もあることからそれを担保するのは非常にハードルが高いのではないかと考えている。

事務局 本市としては、地下水を保全するために厳しい条件を設定して、条件を満たさなければアセスの要件見直しは行わないということである。

篠原 会長 スクリーニングのアセスを求めるかどうかの判断基準と類似するところがあるが、この地下水涵養の条件はどちらかというアセスをする方向の考え方になるということではないか。

事務局 御認識のとおりである。市として広く適正にアセスを求めていきたいというのが基本的な考え方である。

井野 委員 例えば、指定地域内の造成で面積12.5ha以上の場合、通常、第2種事業として規模要件に該当するところを、一定の要件を満たす場合は25ha以上の規模要件とし、一定の要件というのは地下水涵養の促進に向けた取組①から⑨までの要件ということではないか。

事務局 御認識のとおりである

井野 委員 ①から⑨はスクリーニングの段階で行うのか。

事務局 対象事業となるかどうかを判断するための手続になるため、環境影響評価手続に入る前の段階で、①から⑨の条件を満たす場合には配慮書手続も行わないこととなる。

井野 委員 ①から⑨の中で、「⑦事業実施者及び活動実施者がそれぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること」とあるが、地下水量以外の環境への配慮というのは配慮書を出す前の何らかの資料で熊本市がチェックするという認識でよいのか。



事務局 御認識のとおりである。

井野 委員 そこでチェックして①から⑨を満たさないとした場合には、事業者から環境影響評価手続上の配慮書が提出されて、再度チェックするということになるのか。

事務局 御認識のとおりである。

井野 委員 理解した。次の質問だが、「② 事業者等が事業者等の土地の造成または工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること」とあり、下にア、イ、ウとあるが、アはその事業の中で完結する方法であり、イは他に求める、ウは寄付等とあり、この3つのうちどれかで処理するものだと思うが、これは大企業であればどこの森で何をしたというような対応ができると思うが、一般的な事業者は鳥居委員も言われたとおり難しいと考える。そうなった場合、多くの事業者が敷地内で涵養を完結させる方法が最も用いられると考えるが、この辺の審査基準のようなものは厳しく何か設定されているか。

事務局 地下水保全のための条件設定にあたっては、地下水涵養の方法や湛水事業を個々の農家とどの地域で行うか等を確認できるような書類等の提出を求めていくことで、実際の涵養に繋がらないなどといったことがないように適正な手続を行っていきたいと考えている。

井野 委員 一定の要件を満たす場合は規模要件を見直すという話のときに、唐突に地下水涵養の促進に向けた①から⑨の話が出てきて混同した。また、⑦については地下水と直接関係がないため、このあたりの切り分けが説明を聞く上で分かりづらかった。

事務局 一定の要件など熊本県環境影響評価条例から引用し記載した部分も多く、分かりづらい資料との御意見について、大変申し訳ない。

川越 委員 確かに県の何を持ってきたのかが分かりづらい。スライド11のフローは今現在の熊本県のフローか。

事務局 御認識のとおりである。

川越 委員 熊本市が熊本県と異なる点は、先ほどの地域が異なるということのみと理解してよいか。

事務局 御認識のとおりである。

川越 委員 これは県に聞くべきかもしれないが、50ha以上の事業であれば環境影響評価はする必要があ

るが、地下水涵養をしなくともよいという話になるのか。地下水保全条例とのかかわりだと思うが。

事務局 50ha以上となれば当然環境影響評価の中で地下水への影響などをチェックすることになるので、手続きを進めていく中で専門家の意見を聴取していく。

川越 委員 環境影響評価はいいが、熊本市としてどう考えるのか。

事務局 川越委員のお尋ねは、「環境影響評価をするのであれば涵養をしなくてもいいということになるのか。」ということか。

川越 委員 そのような聞き方をすると、そうではないという回答になると思うが、県が50haを超えたら今言われたように結局そこで協議という話になると思うが、市はどうするのか。

事務局 市はアセスの対象になる規模要件以上の事業であれば、事業計画の段階で環境保全のための取組を促すなど、地下水保全に関する点も厳しく確認していく。

川越 委員 そのとき涵養量については50haを超えた場合にもそれに見合う量の地下水涵養をしてくださいとそういうことになるのか。今決まっていないかもしれないが、方向性についてどうお考えか。

事務局 現時点では見合う量を求めていくことを考えている。市の求めに対し企業が応じなかった場合、最終的には公表事項になるため、市の助言や指導が事業者への地下水涵養に関する働きかけに繋がっていくと考えている。

事務局 補足であるが、熊本市の地下水保全条例には開発を行う場合には、量についての規定はないが、雨水浸透施設を設けることを義務付けている。もう一点、県の地下水保全条例においても5ha以上の開発を行う場合には、地下水涵養に関する計画を熊本県に提出することとなっているため、5ha以上の開発であれば何らかの涵養を実施しなければならない涵養を促進するような規定がある。

篠原 会長 地下水涵養の促進に向けた取組はスクリーニングとは違い、最初のところでやるということでよいか。

事務局 御認識のとおりである。

篠原 会長 安心した。今の議論は県のアセスと県の地下水保全条例を取り込んであるので、混乱が生じた。県の地下水保全条例は広域を想定しているため、市の地下水対策とは別の形になる。地下水涵養はまずは事業者の敷地内でやりなさいというのが基本で、それができなければ熊本地域11市町村の中で調整し

なさいとなっている。議論の中でようやく分かってきた。次回からの資料作りでは熊本市でやることをメインにして補足として県条例がこうなっているというような作りをしていただきたい。

事務局 今後、資料の作り方については、ご指摘の件に留意する。

【(3) 大規模建築物(高層建築物)の特例措置について】

事務局から資料8をもとに説明。

篠原 会長 只今の事務局の説明について意見、質問をお願いしたい。

川越 委員 スライド22について、⑤で環境影響評価条例との関係ということで、上記の①から④とあるが、②の条件はアセスの要件だと認識している。これが①の中心市街地だったら特例が認められる場合があるというものだと思うが、この代替手続に時系列はどうなるのか。スライド21にCASBEEの場合、事前協議、計画書作成とあり、環境影響評価では配慮書手続があるが、事業者が代替手続を考えたとき、この事前協議の段階で環境影響評価ではないという話をするのか。また、代替手続ではどの程度の期間を要するのか。

事務局 事前協議の段階で事業者が選択することになる。環境影響評価を行うと大規模建築物では2年以上かかる。CASBEEの代替措置では、3つの条件を付加したとしても4～6ヵ月で終了する見込みである。

篠原 会長 アセスが2年と考えると当然代替措置を選ばれると考える。市としてはCASBEEの代替措置で漏れがないようにしっかりと押さえる必要があるということだろう。

事務局 御指摘のとおり、スライド21に示しているが通常のCASBEE手続に加えて、事務局として3つの条件を追加している。例えば、CASBEEには住民説明会等がないが、アセスの代替措置である以上、住民説明会等の実施を求めることを条件として付加している。

柳田 委員 例外的に代替措置を認めるという前提でお尋ねするが、スライド17でAランク以上に限ると、そしてスライド18で個別項目でもレベル3以上を取る必要があるとしていると思うが、スライド17ではアミュープラザがBプラス、Aランクは16.4%しかないとなっているが、スライド18ではレベル3以上取るのがどのくらいの難易度なのか分かれば教えていただきたい。ビルを建設するときに生物環境等の配慮でレベル3以上というのが難しいように思ったので、どのくらいの率で取得できるかというデータがあればご教示いただきたい。

事務局 レベル3は一般的に必要な基準のような設定になっている。御指摘のとおり、生物環境については

CASBEEの担当課とも協議を進める中において、これまでも緑化への貢献度が低いところが散見されているとのことであり、例えば、ビルの1階や屋上で緑化を図るというような整備をしていただくということになる。

柳田 委員 Aランク、レベル3が取れなければアセスに鞍替えしてもらおうというわけではないという理解でよいか。

事務局 CASBEE認証を受ける前の時点で既に見込みがなければアセスに変更してもらうことも考えられるが、手続を進めていく中でAランク、レベル3が取得できないということであっても、改めてアセスを求めることはない想定している。

柳田 委員 Aランク、レベル3を取得できるように工夫してもらおうということによいか。

事務局 御認識のとおりである。事業者には認証機関と密に協議をしていただき、それでも認証機関から十分な評価を取得できなかった場合は、市として認証結果や取得できなかった理由を公表することを想定している。この場合、企業は社会的な貢献度が公表されることになるため、これら企業リスクを提示しつつ、事業者には適切な環境保全措置を求めたいと考えている。

篠原 会長 Aランク等を取得できなかったとしても、設計変更等を繰り返して改善して審査を受け直すということになり、より良い方に向かっていくということかと思っている。

青木 委員 CASBEEにおける各項目の評価は既に確立されたものがあり、その中から環境影響評価に対応できる項目を選んで自己評価をするということなのか。

事務局 スライド19に示したとおり、環境影響評価の項目とCASBEEの項目を比較しており、Q3の室外環境(敷地内)、L1のエネルギー、L2の資源・マテリアル、L3の敷地外環境のカテゴリ内の項目は全て環境影響評価項目に対応する項目である。この中で環境配慮が不足している項目があれば事業者に対して環境配慮を求めることとなる。自己評価は、この項目に限らず、全ての項目に対して行うこととなる。

高宮 委員 スライド21について、手続内容の②で自己評価によりCASBEEで総合評価Aランク以上等を提出して、⑧のところでは外部評価のCASBEE認証制度で総合評価Aランク等を取得という手続が分からないのだが、②の自己評価で事業者だけがやって、⑧で外部に審査してもらおうという認識でよいか。

事務局 御認識のとおりである。

篠原 会長 おそらくこれでAランクが取れるだろうという自己評価をして、外部審査に出して認証してもら

えればそのまま事業ができ、うまくいかなければやり直して取得することになるだろう。

篠原 会長 CASBEEについては皆さん初めて聞かれる方も多かったと思うが、本日詳細に資料を示してもらい、なんとなく理解できたのではないか。資料を持ち帰ってから読み直されて、御質問があれば事務局にメール等でお尋ねいただきたい。それでは、本日予定していた検討会の審議は全て終了したので、あとは事務局にお返しする。

○ 閉 会

事務局 本日の審議は議事録要旨を作成し、後日、委員にご確認をいただきたい。第3回検討委員会を9月下旬に予定している。開催通知は、別途送付する。これをもって令和6年度第2回検討委員会を閉会する。